

「空き家条例」を施行しました

市では、4月1日より「栃木市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例」を施行しました。以下のように、増え続ける空き家の適正管理と有効活用を図っていきます。

○ 空き家の所有者・管理人は、空き家の適正管理や、市が行う空き家対策への協力が義務付けられました。

○ 「管理不全な状態の空き家（※）」を発見した人は、誰でも市に通報できます。

○ 管理不全な状態の空き家を調べるため、立入調査やご近所・関係者に対する質問を行うことがあります。

○ 空き家が管理不全な状態である場合、市が助言や指導を行います。市の指導に従わず改善しない場合、勧告や命令を受けることになります。

○ 命令を受けたにもかかわらず放置した場合、氏名等の公表や代執行を行うことがあります。「代執行」とは、市または市が依頼した業者が所有者に代わって命令した内容をを行うことで、その費用は所有者が支払うこととなります。

○ 空き家を有効活用するため、市がお手伝いします。お困りの方は、ぜひ相談ください。また、次のような助成制度もあります。

○ 空き家を有効活用するため、近隣の治安を悪化させるおそれがあるもの
・ 草木の繁茂、ねずみ、害虫、悪臭等の発生又はゴミ、不用品等の集積により、近隣の生活環境を悪化させるおそれがあるもの
・ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっているもの

○ 空き家を有効活用するため、近隣の治安を悪化させるおそれがあるもの
・ 草木の繁茂、ねずみ、害虫、悪臭等の発生又はゴミ、不用品等の集積により、近隣の生活環境を悪化させるおそれがあるもの
・ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっているもの

※管理不全な状態の空き家とは？
・ 倒壊又は破損により人の生命・身体・財産に被害を及ぼすおそれがあるもの
・ 不特定の者が容易に侵入でき

○ 空き家を有効活用するため、近隣の治安を悪化させるおそれがあるもの
・ 草木の繁茂、ねずみ、害虫、悪臭等の発生又はゴミ、不用品等の集積により、近隣の生活環境を悪化させるおそれがあるもの
・ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっているもの

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

- 住民票に記載された住所に、通知カードを送付する予定です。
- 通知カードを受け取った方は、所定の手続きをすることにより、「個人番号カード」の交付を受けることができます。

平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

- 年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- 民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません。

- 他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、様々な対策を講じます。

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

- マイナンバーのホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- マイナンバーのコールセンター ☎0570-20-0178（マイナンバー）

市長通信



平成27年度の予算について

市民の皆さん、こんにちは。
今回は、平成27年度の予算についてお知らせをします。

＜平成27年度予算の特徴＞
本年度は、岩舟町との合併により「新しい栃木市」となって2年目であると同時に、平成22年3月の「新生栃木市」の誕生以来、市制5周年を迎える記念すべき年でもあります。この5年間で築き上げてきた成果を基礎として、16万都市として新たな飛躍への第一歩を踏み出すべく、予算編成を行いました。

本市の喫緊かつ最大の課題は「持続可能な自治体づくり」であり、これ乗り越えていくためには、教育環境の整備、子育て支援はもちろん、社会インフラの整備、雇用の確保と産業の振興、余暇・レクリエーション施設の充実等が必要です。本年度の予算は、これらの課題や施策の充実に対応するための第一歩として編成いたしました。予算の概要は次のとおりです。一般会計は、前年度比1.4%増の過去最大規模となりました。

＜一般会計予算額＞
656億2,000万円（前年度比1.4%増）

＜歳入内訳＞
自主財源（市税など、市が独自に集められるお金）47.7%



依存財源（地方交付税、市の借入金などのお金）52.3%

＜歳出内訳＞
義務的経費（人件費、市の借入金の返済などにかかるお金）45.4%
投資的経費（公共施設の建設などにかかるお金）14.0%
その他経費（道路や施設などの維持・補修や、補助金などにかかるお金）40.6%

＜市債残高（借入金残高）※臨時財政対策債除く＞
平成27年度末残高 364億5,400万円

※臨時財政対策債とは、本来、国が地方交付税として市に交付しなければならないお金を、市が自ら借入れ後年度に国から支払われるものです。平成27年度の臨時財政対策債残高は、283億6,935万円となっています。
※（市債残高-積立金残高）÷市の人口=市民1人あたりの借入金は、約144,877円となります。

＜積立基金残高（預金残高）＞
平成27年度末残高 127億2,817万円

次回からは、平成27年度の具体的な事業等について、ご説明いたします。

栃木市長 鈴木俊美

栃木ケーブルテレビで市長通信を放映しています。

雨水貯留・浸透施設の設置の補助を始めます

市では、雨水の流出を抑制し有効利用するため、下記の施設を新たに設置する方に対し、補助金を交付します。

- 雨水貯留施設** 屋根に降った雨水を一時的に貯留し、散水用の水などとして利用するための設備（市販の雨水タンク、不要浄化槽からの転用品等）
- 雨水浸透施設** 屋根に降った雨水を地下に浸透させるための設備（市販の雨水浸透マス等）

◇補助対象 市内の専用住宅又は住宅部分が2分の1以上の店舗併用住宅を所有または占有し、年度内に工事完成見込で、市税等の滞納がない方

◇補助金額

区分	補助基準	補助金額
雨水貯留施設 (1敷地に1基まで)	容量150ℓ以上 (市販の雨水タンク、自家製作品、浄化槽転用も可)	設置に要した金額の2分の1以内 (上限30,000円)
雨水浸透施設 (1敷地に4基まで)	内径30cm以上のコンクリート製又は樹脂製で、蓋付の市販製品を使用	設置に要した金額の2分の1以内 (上限50,000円)

◇申請期間 平成27年4月～（随時受付・予算が無くなり次第終了）

◇その他 施設の構造・設置場所及び施工方法は、市が定める設置基準に従ってください。

◇問合せ 本下水道課 ☎21-2421